

令和7年度 保育園歯科健診実施要領

1. 事前の準備について

- ① 担当健診医に連絡をとり、当日の開始時間等について確認しておく。グローブ・ガーゼ等の消耗品は、健診医が持参することになっているので、この点については十分に確認しておくこと。
※天然ゴムアレルギー(ラテックスアレルギー)対策のため、天然ゴム製の手袋は使用しない。
(ニトリルなどの合成ゴム、プラスチック製、ビニール製は可)
- ② 実施日の2日前までに健診用器材として、探針、ピンセット、歯鏡(ミラー)、金属トレー、鉗子立てがレンタル会社より配送されるので、本数や不具合等をチェックしておく。何か問題があれば、以下の問い合わせ先またはレンタル会社へ連絡する。レンタル会社の連絡先は決まり次第、周知する。
- ③ ペンライトと健診医名のゴム印を用意する。(ペンライトは電池を入れて動作確認を行っておくこと)
*平成26年度より健診用ライトからペンライトに変更している。
- ④ 「歯科健康診査記録票」に児童の氏名・生年月日、健診医名等を記入しておく。その際に、当該児童について、日常の保育の中で保育士が特に気になっている点があれば、「生活習慣要観察者」の欄の食習慣・習癖・他()に記入しておく。
※健診医名は令和2年度より記入することとなったため、記入漏れに注意。

2. 当日の準備について

- ① 感染症対策について
 - ア. 健康診断当日は、園児や健診に関わる職員の体調に留意する。
 - イ. 健診室の換気を適切に行う。
 - ウ. 健診医、及び健診に関わる職員は、手洗い、手指消毒、手袋の着用等により手指の清潔に努める。
- ② グローブ・ガーゼ等の消耗品類は、健診医が持参するため、保育園で用意する必要はない。保育園では以下の物を用意すること。
 - ア. 健診医の膝に掛ける大きめのタオル
 - イ. ごみ箱(健診医人数分用意)
 - ウ. 手指消毒剤(ジェルタイプではなく可能な限り揮発性の高い液体タイプが望ましい)
 - エ. ペーパータオル又はティッシュペーパーそれ以外のものを健診医から用意してほしい旨依頼された場合には、もともと保育園に備わっているもので、提供することに支障のないものを用意する。
- ③ 歯鏡(ミラー)及び探針は、未使用のものを金属トレー(又は、鉗子立て)に入れておく。未使用のものと使用済みのものを金属トレーと鉗子立てのどちらにそれぞれ入れるのかは、担当健診医と協議のうえで決める。(どちらが未使用のものか間違えないように、容器に表示をしておくことよい。)使用後のものを消毒液につけておくことは、特に求めない。
- ④ 当日の準備や配置は【配置・準備の参考例】を参照のこと。なお、写真及び図はあくまでも参考例であるため、事前に健診医と打ち合わせのうえ配置等を決定すること。
- ⑤ 園児の状況(健診を嫌がってしまう等)によっては十分に健診できず、可能な範囲での健診となる場合がある。園児が落ち着いて健診を受けられるよう配慮する。

3. 健診時の作業

歯科健康診査記録票への記入

注意事項

- ・最も重要な点は、健診結果を正確に保護者へ知らせること。
- ・健診結果の判定1・2・3(むし歯について)と☆(その他)については、必ず児童一人ひとりについて健診医に確認する。特に☆については、何らかの所見があっても、それを特に保護者に知らせる必要がある場合に限られるので、必ず健診医に判断を仰ぐこと。

4. 健診後の作業

- ① 使用した健診器具を次のとおり引き渡す。

器具	回収者	回収日
探針・ピンセット・歯鏡・金属トレー・鉗子立て	宅配便会社	実施日の翌日

※器具を返却する際は、業者からの注意点・お願い事項を確認し対応すること。

- ② ペンライトとゴム印は園で保管する。

※年に一度の使用につき紛失しないよう注意すること。

- ③ 「歯科健診結果のお知らせ」を作成して、保護者に渡す。(原則として、実施後1週間以内)

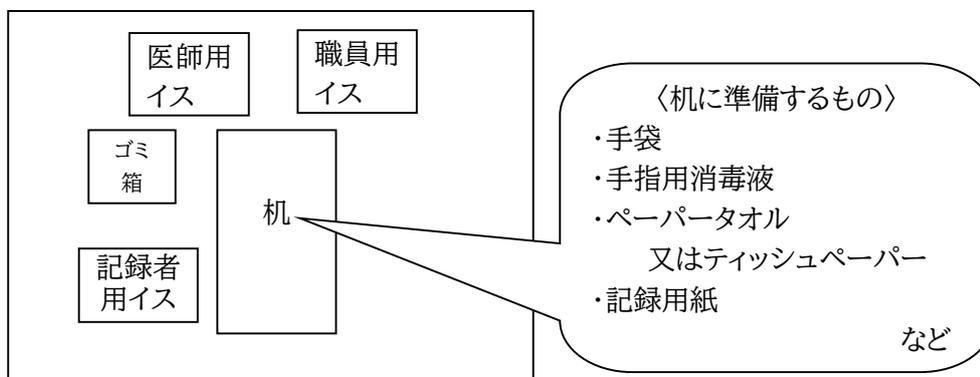
※健診医名を記入する欄があるため、漏れなく記入すること。

- ④ 「歯科健康診査結果集計票」(Excel)を作成して、幼児保育課へ提出する。(健診実施後、2週間以内)

提出先 送付先メールアドレス: b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp

5. 配置・準備の参考例

- (1) 配置図例



(2) 配置例写真

①配置例写真



②机上の準備例写真



封を開けておく場合は、袋のなかに器具を入れる等して手が触れたり、埃が入らないよう配慮する。

③複数名の健診医が健診を行う場合の配置例写真



6. 問い合わせ先

◎区立保育園の歯科健診に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係 (電話 03-5803-1892)(内 7099)

◎私立保育園の歯科健診に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当 (電話 03-5803-1845)